

# 介護サービス情報の公表システム等について

## 1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

### ○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につながられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

### ○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共に共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者や事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共に共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

令和8年4月上旬に、令和7年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、令和8年3月31日（火）までに事業所情報を入力してください。

令和8年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認いただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、介護保険情報報告システムにおいて報告をしない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

## 【情報報告システムにおける財務諸表の公表について】

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、介護経営の健全性等の情報を提供するため、財務状況の分かる書類の報告は必須項目となっている。

Q.1 財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

A.1 会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、資産、負債及び収支の内容が分かる簡易な計算書類でも差し支えありません。その場合はいずれかの一つの書類で「あり」を選択し、書類のファイルのアップロード又は URL の貼付をお願いします。

(引用：厚生労働省リーフレット「介護サービス事業者の皆さまへ 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表」 制度に関するQ&Aより一部抜粋)

### 【財務状況が分かる書類の報告について】

問1 財務状況が分かる書類の報告において、会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合、損益計算書と貸借対照表の公表のみを行うことで問題ないか。

(答)

○ 会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められていない場合、必ずしも報告いただく必要はありません。

問2 財務状況が分かる書類について、事業所単位で作成している書類と、法人単位でしか作成していない書類がある場合、混在して報告しても差し支えないか。

(答)

○ 10月18日通知にあるとおり、財務状況が分かる書類の報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うこととしていますが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとしても差し支えなく、お尋ねの場合については、混在して報告しても差し支えありません。

引用：介護保険最新情報 Vol.1333 「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&Aの発出について  
(令和6年11月29日)厚生労働省老健局

## 介護サービス情報報告(公表)システム

介護サービス事業者は、「介護サービス情報」を報告することが義務付けられています(介護保険法 第 115 条の 35)。

かねてから、介護サービス情報の入力をお願いしているところですが、夏から秋にかけて、基本情報及び運営情報の報告が毎年必要となります。

その際には、同報メールにてお知らせしますので、必ずご報告をお願いします。

### (報告先)

介護サービス情報報告システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>

※ID は事業所番号です。

※操作方法が不明な場合は、画面右上の「ヘルプ」

ページにある「操作マニュアル(報告システム)」を参照してください。

報告はこちら



## 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

※ 国のシステムの都合により、一時的に受付を停止しています(令和 8 年 3 月 1 日現在)。報告再開時期は未定ですが、その際には同報メール等によりお知らせします。

令和 6 年度より、介護サービス事業者は、経営情報について「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」に報告することが義務づけられています(介護保険法第 115 条の 44 の 2)。原則として全ての介護サービス事業者が報告の対象です。報告不要の事業者や制度の詳細については、県ホームページをご参照ください。

報告事項	収益・費用の内容、職員の職種別人数など
報告時期	毎会計年度終了後 3 月以内

### (報告先)

介護サービス事業者経営情報データベースシステム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

### (県ホームページ)

「介護サービス事業者経営情報の報告について」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/koureisya/keiei/zyouhou20241205.html>

報告はこちら



詳細はこちら



(問合せ先) 香川県健康福祉部長寿社会対策課

Mail : choju@pref.kagawa.lg.jp

介護サービス情報報告システム・・・在宅サービスグループ TEL : 087-832-3274

介護サービス事業者経営情報データベースシステム・・・施設サービスグループ TEL : 087-832-3266

## 介護サービス情報の公表システムの入力方法

### 【URLを直接入力する場合】

下記URLを入力すれば、直接システムにつながります。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>

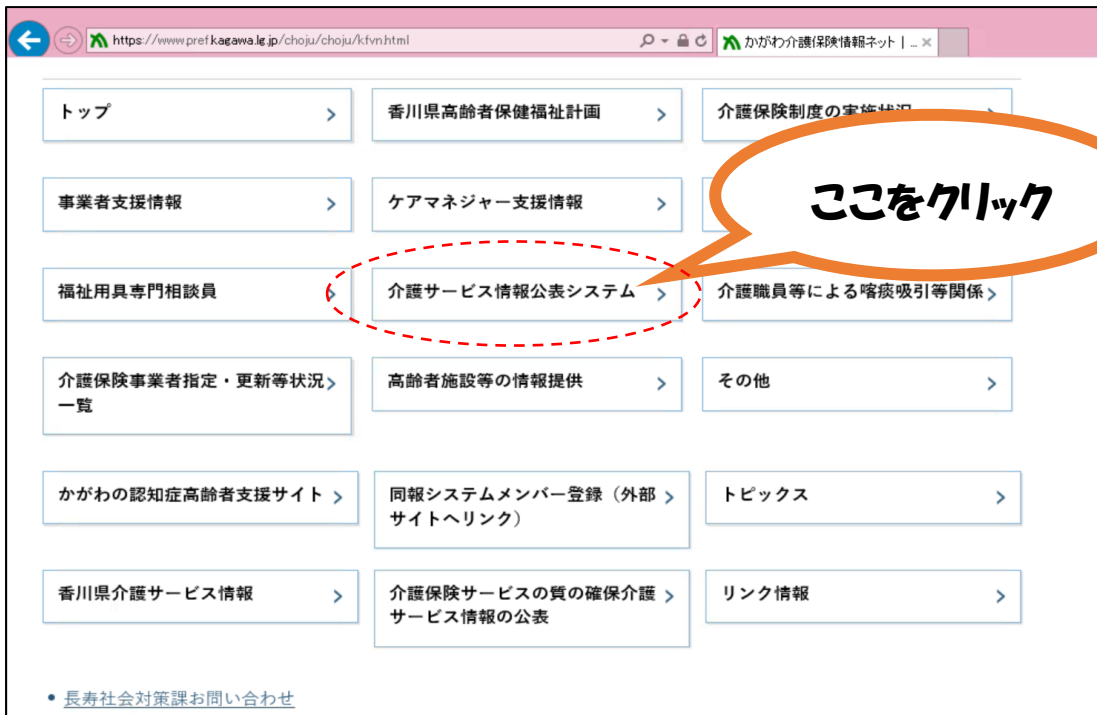
### 【かがわ介護保険情報ネットからアクセスする場合】

①インターネットで「かがわ介護保険情報ネット」と検索し、クリック。

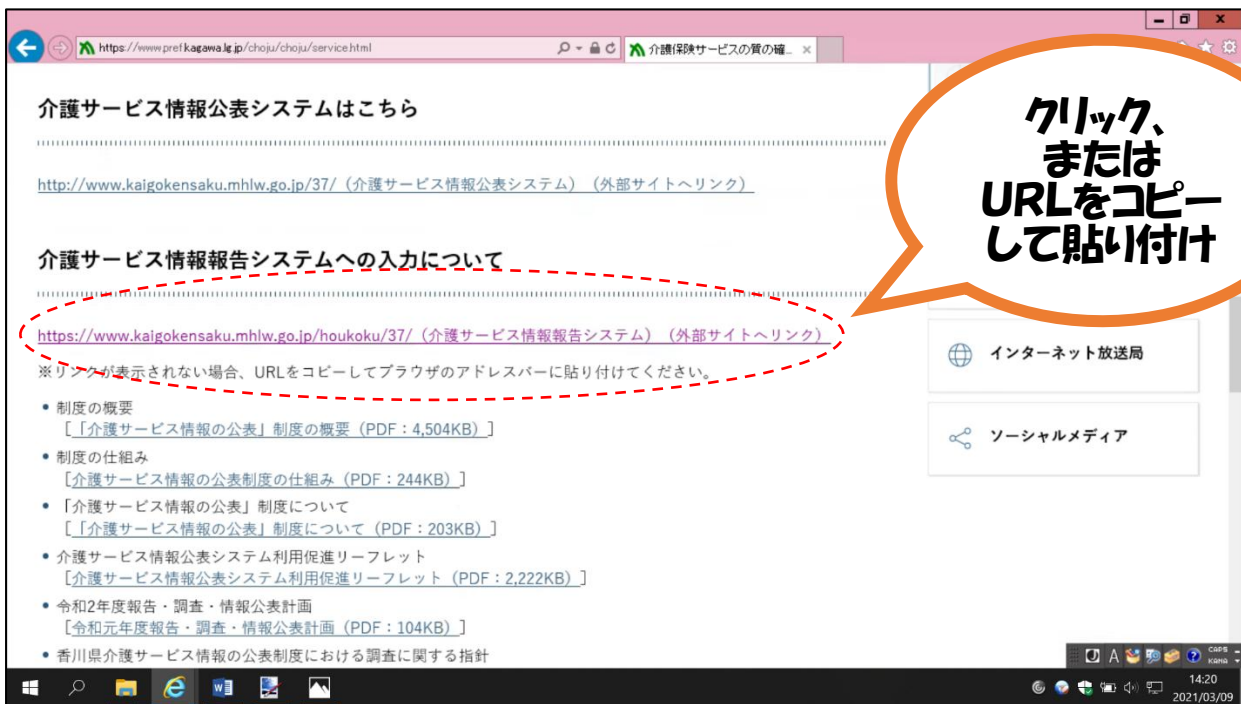


②スクロールして、「介護サービス情報公表システム」をクリック。

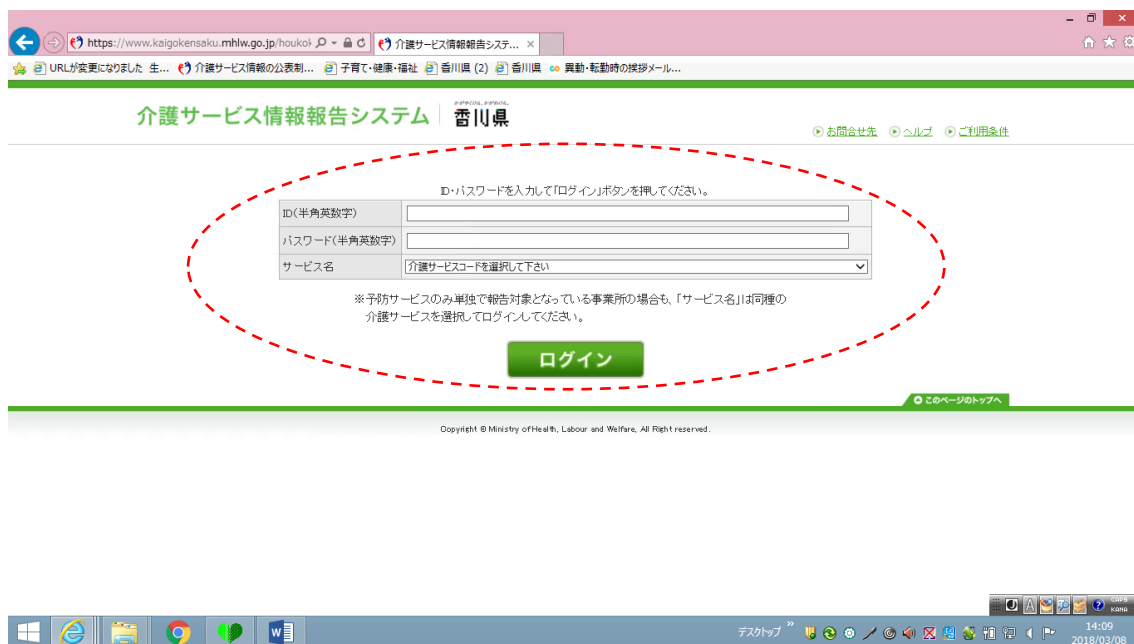




③スクロールして、URL をクリック。



#### ④ ID・パスワード・サービス名を入力し、ログイン



⑤各項目を入力し、「提出する」ボタンをクリックすれば完了です。

# 制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。  
[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_sendbypost.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html)



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigou-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 報告かんたん操作ガイド 5.2版

改版日:2022/6/24

## ステップ① ログインする

## ステップ② 状況を確認する

## ステップ③ 調査票を入力する

## ステップ④ 提出する

### ステップ① ログインする

- ①ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力します。  
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/都道府県コード/
- ②「ID」「パスワード」の入力、「サービス名」の選択をします。

ID・パスワードを入力してログインボタンを押してください。

ID(半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード(半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

- ③「ログイン」ボタンをクリックします。



調査票トップが表示されます

### ステップ② 状況を確認する

- ①お知らせの確認  
都道府県からのお知らせを確認します。



- ②提出までの手順の確認  
各手順の進捗状況を確認します。

例えば、調査票が記入されていない場合は「未記入」、調査票が登録まで行った場合は「記入済」と表示されます。  
また、各手順をクリックすると、該当する調査票の記入状況へ移動します。



- ③調査票進捗状況の確認

各調査票の備考欄は、都道府県との連絡に利用できます。  
また、各項目名をクリックすると、調査票の入力画面を表示します。  
手順に沿って提出作業を行ってください。



操作マニュアル:14ページ～

### ステップ③ 調査票を入力する

- 基本的な操作の流れ

#### 1 「基本情報」の入力 ※入力必須

- ①基本情報の記入状況で項目名をクリックします。



(例)「法人情報」をクリック

- ②「基本情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。



※各タブごとに項目が分かれていますので、記入忘れに注意してください。

- ③入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



- ④ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



- ⑤「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

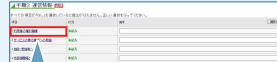


操作マニュアル:25ページ～

#### 2 「運営情報」の入力 ※入力必須

※新規事業所の場合は報告の必要がないため、表示されません。  
その際は、③「事業所の特色」の入力へ進んでください。

- ①運営情報の記入状況で項目名をクリックします。



(例)「利用者の権利擁護」をクリック

- ②「運営情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

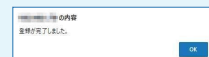


※各タブごとに項目が分かれていますので、記入忘れに注意してください。

- ③入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



- ④ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



- ⑤「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

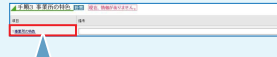


操作マニュアル:32ページ～

#### 3 「事業所の特色」の入力

※任意で入力する項目です。写真等の画像や動画、空き情報などを随時掲載できますので、積極的にご活用ください。

- ①事業所の特色の記入状況で項目名をクリックします。



「事業所の特色」をクリック

- ②「事業所の特色」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※画像や動画の登録方法は、操作マニュアル36ページをご参照ください。

- ③入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



- ④ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



- ⑤「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。



操作マニュアル:35ページ～

### ステップ④ 提出する

- ①調査票トップ画面の「手順6 調査票の提出」の「提出する」ボタンをクリックします。



- ②確認画面が表示されます。内容を確認して「提出する」ボタンをクリックすると提出完了です。

#### 注意事項

- ・「提出する」ボタンがクリックできない場合は、ステップ③をご参照の上、入力必須の調査票の記入を完了させてください。完了後、状況が「記入済」になり、提出できるようになります。
- ・提出した調査票は、都道府県により審査された後、公表されます。審査の結果、差戻し・受理取消されることがあります。その場合、必要に応じて調査票を修正後、再度提出してください。(詳細は操作マニュアル57ページをご参照ください。)
- ・提出後に内容を修正したい場合は、操作マニュアル64ページをご参照ください。

### 提出まであと一歩です

#### 5 「事業所の連絡先」の入力

- ①情報公表の担当者の連絡先を入力します。



- ②入力後、「報告内容の連絡先を保存する」ボタンをクリックします。



- ③完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

- ④緊急時の担当者の連絡先を入力します。 ※入力必須



- ⑤入力後、「緊急連絡先を保存する」ボタンをクリックします。



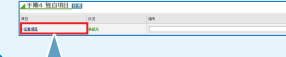
- ⑥完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

操作マニュアル:43ページ～

#### 4 「独自項目」の入力

※表示されていない場合、報告の必要はありません。  
その際は、⑤「事業所の連絡先」の入力へ進んでください。 ※任意で入力する項目です。

- ①独自項目の記入状況で項目名をクリックします。



「任意項目」をクリック

- ②「独自項目」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※項目は都道府県で設定しています。

- ③入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



- ④ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



- ⑤「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。



操作マニュアル:41ページ～

ここからご覧ください

調査票の入力が開始できます

# 介護サービス情報 公表システムの使い方

## 介護サービス情報の公表制度とは？

介護サービスを利用しようとしている方が、介護サービス事業所を探す際の参考にするため、全国にある介護サービス事業所の情報をインターネットでいつでも見られるようにするしくみです。

介護サービス情報公表システムを活用すると、

- 知りたい地域の介護サービス事業所を検索できます。
- 介護サービス事業所の特色や情報がわかります。

### ステップ1

#### 介護サービス事業所を探してみよう

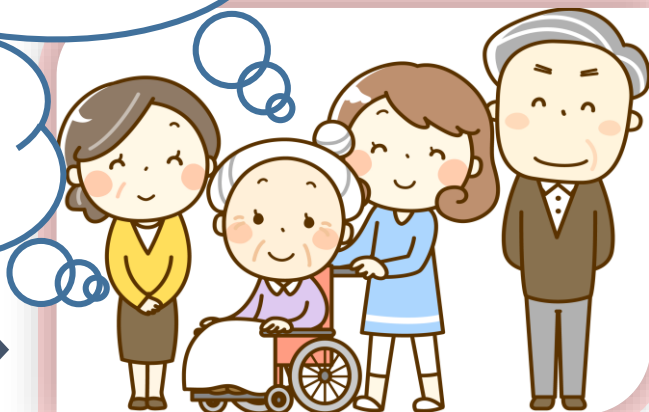
- ① 検索機能の簡単な使い方
- ② 介護サービス事業所を調べる時に  
見るポイント

1から4ページをご覧ください

### ステップ2

利用したい介護保険  
サービスを探して  
みよう

5ページ以降を  
ご覧ください



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 介護サービス事業所を探してみよう

## ① 検索機能の簡単な使い方

介護サービス情報

検索

1

パソコンや携帯電話のインターネットで、“介護サービス情報”を検索します



2

お住いの都道府県を選びます



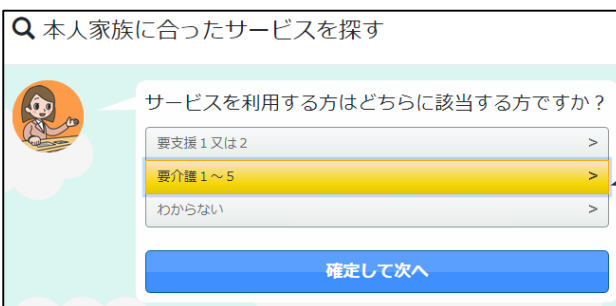
3

“介護事業所を検索する”を選びます



4

“本人家族に合ったサービスを探す”を選びます



5

利用者の要介護認定を選んで、“確定して次へ”を押します



### 2ページ目の画面続き

検索結果

対象事業所数：13件の該当があります

画面を印刷する

地図を開く

全13件中、1~5件を表示 5件

画像を非表示にする アイコンの説明を見る

### 見るポイント①

事業所名・住所  
電話番号

相談	事業所名	公表日：2020/10/19
所在地	事業所の住所	公表年度：令和2年度
サービス提供地域		電話番号：電話番号
営業時間	平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~17:00 日曜日 - 祝日 9:00~17:00	事業所番号 電話番号
定休日	日曜日、年末年始、お盆	受け入れ可能情報の更新日 2020/10/16
留意事項		

お気に入りに追加する 比較対象に追加する 詳細情報を見る

12から“事業所の概要”に移動します

“事業所の特色”  
を押します 13

“詳細情報を見る”  
を押します 12

事業所名

事業所の概要 事業所の特色 事業所の詳細 運営状況 その他

介護サービスの種類 訪問介護

所在地 事業所の住所  
事業所の電話番号

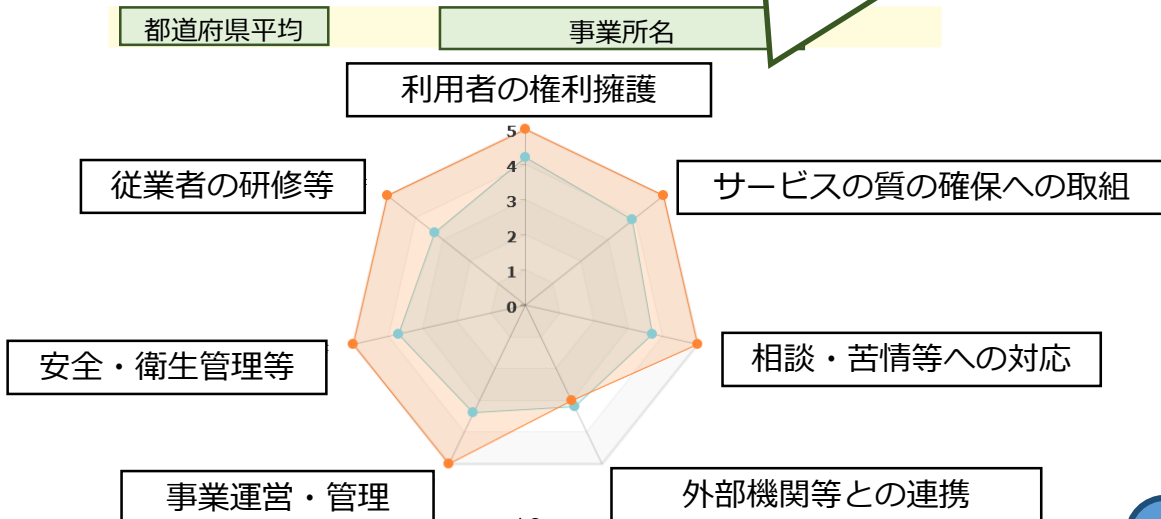
連絡先

### 見るポイント②

レーダーチャート  
7つの指標から事業所の  
体制を確認できます

運営状況 | 事業所概要 | サービス内容 | 利用料 | 従業者情報 | 利用者情報 | 介護報酬の加算状況 | その他

● 運営状況：レーダーチャート (レーダーチャートを閉じる)



# 介護サービス事業所を探してみよう

## ② 介護サービス事業所を調べる時に見るポイント

3ページ目の画面続き

13から“事業所の特色”に移動します

事業所名

事業所の住所

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

介護サービスの種類	訪問介護
所在地	事業所の住所・電話番号
連絡先	

※このページは事業所の責任にて公表している情報です。

● サービスの内容に関する写真



平成28年7月1日にオープンしたばかりの新しい事業所です。



毎月1回必ず、全従業員に対して介護技術勉強会、会議、座談会を行っております。介護技術知識の向上に力を入れております。

● 受け入れ可能人数

受け入れ可能人数/最大受け入れ人数	最大受け入れ人数120人中、現在の受け入れ可能人数40人です。 (2021年01月25日時点)
40	/120人

● サービスの内容に関する自由記述

ホームヘルパーが利用者様のご自宅に訪問し、生活援助や身体介護を行います。サービス提供責任者は、一番身近な存在として定期的に訪問するホームヘルパーと密に連絡を取り、必要に応じてご利用者宅を訪問し、お身体の状態やサービス内容の確認をまいります。

### 見るポイント③

事業所の写真  
受け入れ可能人数  
サービスの特徴等

### 見るポイント④

#### 各事業所のホームページ

事業所情報の中にある“ホームページを開く”を押すと、事業所のホームページに移動します。最後はそれぞれの事業所のホームページをご覧ください。

1 相談

ホームページを開く

事業所名

事業所の住所

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

介護サービスの種類	訪問介護
所在地	事業所の住所・電話番号
連絡先	ホームページを開く

平日 9:00~17:00

土曜日

13

4

# 利用したい介護保険サービスを探してみよう

## 1ページ目の都道府県を選択後の画面

1  
"このホームページの使い方"を選びます

2  
"公表されている介護サービスについて"を選びます

介護保険サービスの種類・内容を分かりやすく説明しています

▶ 公表情報の読み解き方  
▶ 介護保険について  
▶ このホームページの使い方  
▶ アンケート  
▶ 地域包括支援センター事業所一覧  
▶ 全国トップへ戻る

介護サービス概算料金の試算

スマートフォンアプリが登場しました!  
介護事業所ナビ  
URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

生活支援等サービスを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

延べ：2,261,689 本日：508 昨日：775

▶ 最初にお読みください  
▶ 公表されている介護サービスについて  
▶ 公表されている生活関連情報について  
▶ サービス付き高齢者向け住宅について  
▶ 介護保険の解説  
▶ 関連情報  
▶ アンケート

このホームページの使い方 (操作方法)

- ▶ 介護事業所検索の操作方法
- ▶ 生活関連情報検索の操作方法
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅検索の操作方法

▶ 最初にお読みください  
▶ 公表されている介護サービスについて  
▶ 公表されている生活関連情報について  
▶ サービス付き高齢者向け住宅について  
▶ 介護保険の解説  
▶ 関連情報  
▶ アンケート

公表されている介護サービスについて

このホームページでは、介護保険法に基づく **全26種類54サービス** の事業所・施設が公表されています。

注：54サービスには、介護予防サービスも含まれます。なお、年間収入が100万円以下の事業所は公表の対象になっておりません。

介護保険で利用できるサービスには、

- ▶ 要介護1～5と認定された方が利用できるサービス (介護給付)
- ▶ 要支援1～2と認定された方が利用できるサービス (予防給付)

があります。

大きく分けると次のようなサービスを受けることができます。

5ページ目の続き

<p>公表サービスと内容</p> <p>介護の相談・ケアプラン作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 居室介護支援</li> </ul>		<p>介護の相談にのってほしい</p>		<p>予防 : 介護予防サービスがあるもの</p> <p>地域 : 地域密着型サービスがあるもの</p>	
<p>自宅に訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 訪問介護（ホームヘルプ）</li> <li>▶ 訪問入浴</li> <li>▶ 訪問看護</li> <li>▶ 訪問リハビリ</li> <li>▶ 夜間対応型訪問介護</li> <li>▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>		<p>自宅に訪問して介護してほしい</p>		<p>施設に通う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通所介護（デイサービス）</li> <li>▶ 通所リハビリ</li> <li>▶ 地域密着型通所介護</li> <li>▶ 療養通所介護</li> <li>▶ 認知症対応型通所介護</li> </ul>	
<p>訪問・通い・宿泊を組み合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>▶ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</li> </ul>		<p>訪問・通いや短期宿泊を組み合わせて介護してほしい</p>		<p>施設等に短期間宿泊して介護してほしい</p>	
<p>施設等で生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>▶ 介護老人保健施設（老健）</li> <li>▶ 介護療養型医療施設</li> <li>▶ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）</li> <li>▶ 介護医療院</li> </ul> <p>[地域密着型サービス：地域に密着した小規模な施設等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul>		<p>施設等に入所して介護してほしい</p>		<p>施設等に短期間宿泊して介護してほしい</p>	
<p>福祉用具を使う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福祉用具貸与</li> <li>▶ 特定福祉用具販売</li> </ul>		<p>福祉用具（車いす・ベッド等）を利用する</p>		<p>知りたいサービスをクリックすると、内容が閲覧できます。</p> 	

利用したい介護保険サービスが分かれば・・・  
 2ページ目6番目で介護保険サービスの選択肢を選び直して、  
 7番目以降の手順に沿って、再び介護サービス事業所を調べてみましょう。